# 令和７年度鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務委託仕様書

１　業務名

鳥取県先進的ものづくりネットワーク形成・マネジメント業務

２　業務委託の目的

大手ユーザー企業（東京証券取引所プライム市場上場企業又は鳥取県産業未来共創条例第２条第３号で定める重点分野（宇宙、半導体、脱炭素等）（以下「重点分野」という。）における国内主要企業）と直取引を行っているティア１的ポジションのハブとなる企業（以下「ハブ企業」という。）と連携し、県内ものづくり企業のコンサルティング、アドバイス、マッチング等を実施することで、大手ユーザー企業との直取引等の利益率の高い加工を行うことができる県内ものづくり企業のネットワーク（以下「鳥取県先進的ものづくりネットワーク」という。）の形成を図り、もって、鳥取県内に重点分野における付加価値の高いものづくりを行う変革・成長志向の企業グループを創出することを目的とする。

＜ハブ企業とは＞

大手ユーザー企業と県内ものづくり企業の間に入って、県内ものづくり企業が加工した部品の品質保証を担い、大手ユーザー企業に納品する企業のことをいう。（いわゆるコネクターハブ企業）

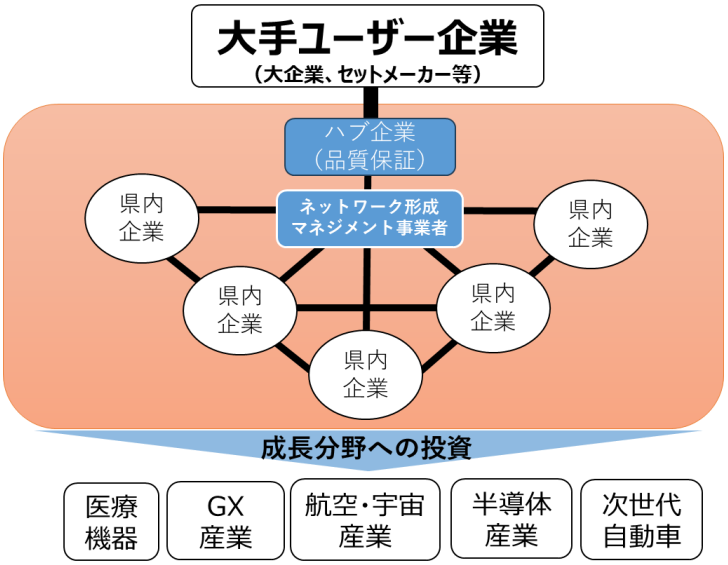


３　委託期間

委託契約の日から令和８年３月１３日（金）まで

４　委託の内容

受託者は、２の業務委託目的の「変革・成長志向のものづくり企業グループの創出」のため、県内ものづくり企業のモチベーション向上を図ることを基本姿勢に持ちながら、以下の業務を行うこととする。

（１）事業の管理運営

・委託業務の管理運営。

・発注者との協議、調整、報告等の実施。
・本委託業務における実施内容を全て記録した業務実施報告書の作成。

（２）ものづくり企業グループの形成

以下の条件を満たすハブ企業と複数の県内ものづくり企業から構成されるグループ（以下「ものづくり企業グループ」という。）を形成する。なお、申請時点のものづくり企業グループの状況（参画見込み、取組内容等）を、企画提案書に記載するものとする。

① ものづくり企業グループを構成する全ての企業の業種が、日本標準産業分類の「大分類Ｅ－製造業」に該当すること。
② ものづくり企業グループを構成する全ての企業が、鳥取県内に事業所を有すること。
③ ハブ企業を除く３社以上の県内ものづくり企業が参画すること。
④ ものづくり企業グループ内に大手ユーザー企業と重点分野において、直取引を行っているハブ企業が存在すること。
⑤ ハブ企業が、鳥取県内ものづくり企業とのサプライチェーンを構築することについて、大手ユーザー企業から了承を得ていること。
⑥ 参画する県内ものづくり企業全てが、大手ユーザー企業及びハブ企業のサプライヤー指導・育成方針に従って、経営の変革を伴う品質改善に取り組む準備ができていること。

（３）県内企業の伴走サポートの実施

・受託者が、ものづくり企業グループ内の県内ものづくり企業に対して、大手ユーザー企業との直取引を目標に、その要求水準を満たすようになるまで県内企業の指導及び育成を伴走でサポートする。指導記録は指導報告書（別紙）に記録するものとし、委託業務期間内に直取引まで至らなかった場合は、残された課題を指導報告書に記載するものとする。
・グループ内県内ものづくり企業への企業訪問等により改善目標の進捗状況を確認し、適宜フォローするものとする。
・グループ内県内ものづくり企業をサポートするに当たり、外部アドバイザーが必要と判断した場合は、適宜招聘するものとする。（外部アドバイザー招聘に要する実費用（アドバイザーの謝金、旅費等）は実費精算とする。）

（４）展示会出展の実施

重点分野におけるビジネスマッチングが見込まれる展示会に出展する。（展示会出展に要する実費用（展示会出展料、送料等）は実費精算とする。）

（５）県内ものづくり企業グループの事業推進会議の開催

県内ものづくり企業グループが参加する事業推進会議を開催する。打ち合わせ内容は以下を想定しているが、事業進捗の状況に応じて、発注者と相談の上、適宜検討を行う。なお、会場は受託者が準備するものとする。

・大手ユーザー企業からの指導に対する改善状況の共有・議論
・事業推進上の課題の共有・議論
・受注金額の共有・情報発信
・県内ものづくり企業グループの情報発信
・素形材産業の業界動向等の情報提供
・今後の目指すべき方向性や新たな分野・領域へのチャレンジ等について意見交換
・勉強会の開催（成長分野への参入方法など事業の高付加価値化に必要な内容）

（６）Web サイトの作成

ものづくり企業グループを紹介する Web サイトを作成する。Web サイトには以下の内容を掲載するものとする。（Web サイト作成にようする実費用（Web サイト制作事業者への外注費等）は実費精算とする。）

・県内ものづくり企業グループ全体の概要（目的、活動内容）
・参画グループ企業の会社概要
・グループ全体の受注金額の推移
・グループの活動状況

（７）Web 会議環境の構築

ものづくり企業グループ内で円滑に受注等に係る連絡調整ができるように Web 会議環境を構築するものとする。（Web 会議環境構築に要する実費用（PC、Web 会議カメラ、モニター購入費等）は実費精算とする。）

（８）その他、県内外の産業支援機関のとの調整など本事業を推進するために必要な業務

３　事業の進め方について

・事業期間は、令和７年度～９年度の３年間を予定しており、令和８年度以降は、県予算が成立することを前提に、受託者は、鳥取県が別に定める条件を満たした場合に、２回を限度として契約の更新を行うことができるものとする。なお、委託業務は、各年度３月中旬までを予定している。
・採択後の進め方は、必要に応じて関係者と打ち合わせを行いながら実施する。
・また、本業務おいて形成されるものづくり企業グループは、大手ユーザー企業との取引に必要となる以下に示す機械設備導入及び人材育成に係る鳥取県の支援を活用できる。

（１）成長分野等で新技術を導入し付加価値向上を図るために必要な設備導入に要する経費に対して支援する。（補助率：１／２、上限額：10,000 千円）

（２）職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）が行う高度ものづくり加工のオーダーメイド職業訓練又はこれに類する研修に参加する経費を支援する。（補助率：１／２、上限額：150 千円／人）

５　成果物

業務実施報告書

６　納入期日

令和８月３月１３日（金）

７　納入場所

鳥取県商工労働部立地戦略課（鳥取県鳥取市東町１－２２０）

８　権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

９　再委託の禁止

（１）受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

（２）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の承認をしないものとする。た

だし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
ア　再委託の契約金額が委託料の額の５０パーセントを超える場合
イ　再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

１０　守秘事項等
（１）受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
（２）受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
（３）受注者は、本業務に従事する者並びに９の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、（１）及び（２）の規定を遵守させなければならない。
（４）発注者は、受注者が（１）から（３）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
（５）（１）から（４）までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

１１　目的外使用等の禁止
受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

１２　本業務の調査等
発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

１３　完了報告及び検査
（１）受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から１０日以内または令和８年３月１３日（金）のいずれか早い日までに完了報告書を発注者に提出する。
（２）発注者は、（１）の完了報告書を受領した日から１０日以内または令和６年３月１３日（金）のいずれか早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行う。
（３）発注者は、（２）の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
（４）受注者は、（２）の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（２）及び（３）の規定を準用する。

１４　委託料の支払
（１）受注者は、委託料を請求する場合は、１３（２）の検査合格後に行うものとする。
（２）発注者は、１３（２）の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から３０日以内に委託料を支払う。
（３）発注者が正当な理由なく（２）に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

１５　概算払

（１）１４にかかわらず、発注者が必要と認めた場合は、別添「概算払支払計画書」に基づき、受注者の請求により委託料を概算払することができる。

（２）受注者は、１３（３）の委託料の額の確定の結果、既に支払を受けた委託料に不用額が生じたときは、発注者の指示に従い、その不用額を発注者に返還しなければならない。

（３）受注者は、（２）により委託料の返還を命ぜられた場合において、発注者の指定する納入期限までに返還しないときは、未納金額に対し納入期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号）第１２０条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

１６　個人情報の保護

（１）受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（２）受注者は、９の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

１７　仕様書順守に要する経費

この仕様書を順守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

１８　その他

（１）受託者は、事業着手前に発注者と十分な協議を行い、業務内容及び方法について確認を行うこと。

（２）企画に関する細部については、必要に応じて発注者との打ち合わせの上、円滑かつ適切に実施すること。

（３）本事業を推進するにあたり、業務内容に疑義または変更が生じた場合や本仕様書に記載のない事業が判明した場合は、発注者は直ちに発注者と協議の上、解決に向け最善を尽くすこと。

（別紙）

【基本情報】※事業開始時点で作成、まずは現状の聞き出しを行う

| | | | |
|---|---|---|---|
| 企業名 | | 代表者 | |

| | | |
|---|---|---|
| ①経営者 | 経営理念・ビジョン<br>経営哲学・考え・方針等 | |
| | 経営意欲<br>※成長志向・現状維持など | |
| | 後継者の有無・後継者の育成状況<br>承継のタイミング・関係 | |
| ②事業 | 会社の強み<br>※技術力・販売力等 | |
| | 会社の弱み<br>※技術力・販売力等 | |
| | IT に関する投資、活用の状況<br>生産性向上の取り組み | |
| ③内部管理体制 | 従業員定着率<br>勤続年数・平均給与 | |
| | 組織体制<br>品質管理・情報管理体制 | |
| | 事業計画・経営計画の有無<br>従業員との共有、社内会議等 | |
| | 人材育成の取り組み状況<br>人材育成の仕組み | |
| ④その他 | 現状の課題・問題点 | |
| | １年後の目指すべき姿 | |
| | 活動方針 | |

【指導報告書】※事業終了後に作成

| | 項目 | 課題・指導内容 | 改善結果 |
|---|---|---|---|
| 技術指導 | （1）人材 | | |
| | （2）機械設備・装置 | | |
| | （3）素材・部品 | | |
| | （4）要領・指示・管理 | | |
| | （5）検査・計測 | | |
| | （6）環境 | | |
| 経営関係 | | | |
| ×年後の目指すべき姿 | | | |
| コメント | | | |

【個別の指導履歴】

| 日時 | 指導内容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

（別添）

# 概 算 払 支 払 計 画 書

| 支払時期 | 支払金額 |
|---|---|
| 令和７年〇月 | 金　　円 |
| 令和７年〇月 | 金　　円 |
| 令和７年〇月 | 金　　円 |
| 合　計 | 金　　円 |

支払金額は、発注者と受注者が協議して決定する。